

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Best Innovation

三 代表者の氏名

影沢 秀徳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市小久喜千四百二十五番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた環境の下で、自らの意思により、その人らしい生活を継続して営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。